# 【R8年度実施】　西之表市人材確保対策事業

不足する各産業の人材を支援するため、今年度も下記の取組を実施します。資格を生かして再就職を検討している方など、
詳しくは各分野の担当課にお問い合わせください（裏面参照）

## ◆　具体的な支援策　　※必須条件：西之表市に住民登録していること

| 対象者その①：UIターン者<br>（西之表市へ転入後６カ月以内に就職する者） | 対象者その②：市内在住者 |
|---|---|
| ★　全業種を対象(常勤)<br>➢　UIターン就職者奨励金　20万円<br>➢　新卒等就職者奨励金　5万円 | ★　全業種を対象<br>➢　新卒等就職者奨励金<br>常勤5万円　非常勤2.5万円 |
| ★　特定産業分野(常勤）※追加支援<br>➢　家族加算（1人5万円※4名まで）<br>➢　家賃補助（1/2※上限月額3万円）３年間 | ★　特定産業分野　※追加支援<br>➢　就職者奨励金（商品券）<br>常勤5万円　非常勤2.5万円 |
| ★特定産業分野※<br>勤続奨励金(商品券)　1年目　5万円→　2年目　5万円→　3年目　5万円 | |
| | |
| ※特に対策が必要な医療・介護・福祉・農林水産業・交通(新規）を「特定産業分野」と位置づけ、各種奨励金等を準備。 | |
| 資格の種類や事業所など、各産業分野で条件がありますので、詳細については、各課にお問い合わせください。(裏面) | |

# ★各分野の資格・事業所について

※詳細については、担当にお問い合わせください

| | 資格　等 | 事業所 | 担当 |
|---|---|---|---|
| 医療 | 助産師・保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士・薬剤師・社会福祉士・精神保健福祉士・管理栄養士・栄養士・保育士・歯科衛生士 | 市内に所在する医療法第1条の５第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所 | 健康保険課健康増進係<br>（保健センターすこやか）<br>電話0997-24-3233<br>0997-22-1111（内線327） |
| **介護** | **介護福祉士、社会福祉士、保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・管理栄養士・栄養士・介護支援専門員・精神保健福祉士・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・社会福祉主事の任用資格等・はり師・きゅう師・その他** | **市内に所在する介護保険法に規定する居宅介護(予防）サービス事業所・地域密着型介護（予防）サービス事業所・居宅介護（予防）支援事業所・介護老人福祉施設及び介護老人保健施設** | **高齢者支援課介護保険係<br>電話0997-22-1111（内線362）** |
| 子育て | 保育士・幼稚園教諭 | 市内に所在する保育所、認定こども園、幼稚園 | 福祉事務所子育て支援係<br>電話0997-22-1111（内線328） |
| 障害福祉 | 支援員・世話人・指導員・生活支援員・相談支援専門員・就労支援員・職業指導員・作業指導員・保育士・児童指導員・サービス管理責任者・児童発達管理責任者・看護師・准看護師・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・栄養士・管理栄養士・訪問介護員・その他 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定するサービスを提供する施設や事業所並びに児童福祉法第6条の２の２に規定するサービスを提供する事業所で、種子島内に所在する事業所 | 福祉事務所社会福祉係<br>電話0997-22-1111（内線321） |
| 農業 | 右記事業所に、期間の定めのない雇用契約を締結し、常勤であること　等 | 農業法人・農業者（青色申告者に限る）・種子屋久農業協同組合営農部西之表営農販売課営農指導係・公益社団法人西之表市農業振興公社 | 農林水産課農政管理係<br>電話0997-22-1111（内線245） |
| 林業 | 右記事業所に、期間の定めのない雇用契約を締結し、常勤であること　等 | 市内に所在する林業に関する事業を運営する事業所等 | 農林水産課林務係<br>電話0997-22-1111（内線244） |
| 水産 | 右記事業所に、期間の定めのない雇用契約を締結し、常勤であること　等 | 市内に所在する概ね年間を通じて漁業を営む漁業協同組合・漁業法人・水産業事業体 | 農林水産課水産係<br>電話0997-22-1111（内線243） |
| 交通 | 大型自動車第２種免許、中型自動車第２種免許、普通自動車第２種免許を保有する者 | 道路運送法第４条の許可のうち、同法第３条第１号の種別を有する西之表市内を営業区域として現に運行している交通事業所 | 企画課政策推進係<br>電話0997-22-1111（内線211） |
| 商工 | 右記事業所に正社員として採用が内定している、市外からの転入者 | ①中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者・②①に該当しない法人であって、資本金等の額が3億円以下であるもの等 | 経済観光課商工政策係<br>電話0997-22-1111（内線271） |

西之表市 介護人材確保対策事業

# 西之表市 介護支援専門員等研修受講費補助金

ケアマネジャー資格の取得・更新費用を【全額補助】します！

西之表市では、市内の介護施設等で活躍する介護支援専門員（ケアマネジャー）及び主任介護支援専門員の確保と定着を図るため、資格取得や更新に必要な研修受講料およびテキスト代を全額補助（自己負担額を全額交付）します！

## 1．対象となる方（交付対象者）

以下のすべての要件を満たす常勤または非常勤の職員が対象です。

| ① 在住・勤務条件 | ② 継続勤務要件 | ③ 雇用形態・契約 |
|---|---|---|
| ● 西之表市に住民登録があること<br>● 市内の介護施設等に勤務中、または勤務予定であること | ● 研修修了後、市内の介護施設等で 3 年以上継続して勤務する予定であること<br>※未就労者は修了後 3 ヶ月以内に勤務開始 | ● 運営法人に直接雇用されていること<br>● 常勤（週 32h/月 128h 以上*）または非常勤（雇用保険加入）<br>育児/介護短縮時は週 30h/月 120h 以上 |

## 2．対象となる研修と補助額

| 対象となる研修 | 概　要 | 補助金の対象費用・金額 |
|---|---|---|
| 介護支援専門員実務研修 | 新規資格取得のための研修 | ● **対象費用**：<br>研修の受講料 ＋ テキスト代<br>● **補助金額**：<br>申請者が実際に支払った額（上限は予算の範囲内）。<br>※他の補助金・支援金等の交付を受けている場合は、その受給額を控除した額となります。 |
| 介護支援専門員再研修 | 資格再交付のための研修 | |
| 介護支援専門員更新研修 | 資格更新（実務未経験者／更新Ⅰ・Ⅱ） | |
| 介護支援専門員専門研修 | 専門研修課程Ⅰ・専門研修課程Ⅱ | |
| 主任介護支援専門員研修 | 主任ケアマネ資格取得のための研修 | |
| 主任介護支援専門員更新研修 | 主任ケアマネ資格更新のための研修 | |

## 3．申請の手続き・流れ

| ステップ 1 | ステップ 2 | ステップ 3 | ステップ 4 |
|---|---|---|---|
| **研修の受講・修了** | **書類の準備・申請** | **審査・決定通知** | **補助金の振込** |
| 受講料・テキスト代の支払証明（領収書等）を保管 | 修了日から 150 日以内に市へ必要書類を提出 | 市より交付決定通知書を送付 | 指定口座（申請者本人名義）へ入金 |

**【申請に必要な提出書類】**

交付申請書兼請求書（別記第 1 号様式）に以下の書類を添付していただきます

| | |
|---|---|
| ①　資格を有することを証する書類の写し | ④　振込先口座が分かるもの（通帳の写し等） |
| ②　研修修了証の写し | ⑤　勤務証明書（別記第 2 号様式） |
| ③　支払額・内訳が分かる領収書等 | ⑥　誓約書（別記第 3 号様式） |

※申請書類様式は西之表市公式ホームページよりダウンロードいただけます。

⚠ **交付決定の取消し・返還について（重要）**

研修修了日（又は修了後勤務開始日）から 3 年以内に市内の介護施設等で勤務しなくなった場合や、申請内容に偽りがあった場合は、補助金の返還を命じられることがあります（※やむを得ない事由がある場合を除く）。

**（掲載場所）**

種子島 西之表市トップページ＞ 種子島 西之表市サイト＞ 各課のご案内＞ 高齢者支援課＞ 介護保険係＞ 介護人材確保対策事業

**【お問い合わせ】**

西之表市役所 高齢者支援課 / 介護保険係

〒891-3193 鹿児島県西之表市西之表 7612 番地

℡：0997-22-1168（直通）

西之表市 介護人材確保対策事業（介護事業者向け補助金のご案内）

# 西之表市 外国人介護人材確保補助金

市内介護サービス事業者における外国人人材の受入れ・採用に伴う初期経費等の負担を軽減します。

| 補助率 | 補助上限額 |
|---|---|
| 1/2（対象経費の半額） | 25 万円 / 1 人あたり （1 法人上限: 100 万円） |

## 1．補助対象者・外国人介護人材の対象

| | |
|---|---|
| **対象となる法人** | 市内に介護サービス事業所を有し、外国人介護職員を直接雇用する法人 |
| **対象となる外国人人材** | 市内の事業所で介護業務に従事し、西之表市内に住所を有する以下のいずれかの人材：<br>・ 【EPA】 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者<br>・ 【技能実習】 技能実習制度を活用した外国人（技能実習生）<br>・ 【特定技能】 在留資格「特定技能 1 号」を持つ外国人 |

## 2．補助対象となる経費

外国人介護人材の雇用・受入れに伴い、**就労するまでに発生した経費**が対象です。

- 技能実習生受入費用等（初期費用、入国前費用、入国後費用、実習開始後費用）
- 人材紹介手数料 および 支援委託手数料（有料職業紹介事業者等へ支払う費用）

**※国や県が実施する他の補助事業と重複する経費は対象外（または重複分を控除した額が対象）となります。**

## 3．申請の手続き・流れ

| ステップ 1：**交付申請** | ステップ 2：**審査・決定** | ステップ 3：**請求・交付** |
|---|---|---|
| 必要書類を添えて市へ提出 | 市より決定通知書を送付 | 請求書提出後、補助金交付 |

**【申請に必要な提出書類】**

補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に以下の書類を添付していただきます

| | |
|---|---|
| ① 人材紹介業者等との契約書の写し | ④ 雇用証明書（様式任意） |
| ② 費用の内訳が分かる書類 | ⑤ 給料支給明細書の写し（直近月） |
| ③ 費用負担を証する書類（領収書等） | ⑥ その他市長が必要と認める書類 |

※申請書類様式は西之表市公式ホームページよりダウンロードいただけます。

**（掲載場所）**

種子島 西之表市トップページ＞ 種子島 西之表市サイト＞ 各課のご案内＞ 高齢者支援課＞ 介護保険係＞ 介護人材確保対策事業

**【お問い合わせ】**

西之表市役所 高齢者支援課 / 介護保険係
〒891-3193 鹿児島県西之表市西之表 7612 番地
℡：0997-22-1168（直通）